

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約（汐入こども園4歳児室外2室冷暖房機取替）	No.5200671
工（納）期	令和5年3月31日	
契約締結日	令和5年1月11日	
契約金額	5,665,000円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社三企 (法人番号：9011501006633)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	修繕契約（汐入こども園4歳児室外2室冷暖房機取替）
指名業者 （案）	名称 株式会社三企 所在地 東京都荒川区町屋七丁目21番5号 代表者 代表取締役 丸山 和博
特命理由	<p>本件は、汐入こども園の4歳児室及び3歳児室に設置されている冷暖房機が故障し、修理不能となったため、取替えを行うものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 当該施設の冷暖房機は現在停止状態であるが、汐入こども園の適切な環境を確保し、園児の健康被害を回避するためには、冷暖房機の復旧は早急に行う必要がある。</p> <p>② 上記業者は、見積競争で決定した同機器の部品交換を別途契約にて受注しており、冷暖房機の仕様や施工方法、施工箇所を熟知しているため、施工前の詳細調査を要しないことから作業期間を大幅に短縮可能であり、効率的で確実な実施が期待できる。</p> <p>以上の理由から、早急な契約締結、及び限られた期間内での確実な履行を担保するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）を適用し、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 （緊急の必要により競争入札に付することができないとき）